

平成27年度第4回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

- 1 **日時**：平成27年11月13日（金） 9:30～11:30
- 2 **場所**：越谷市中央市民会館5階第2～3会議室
- 3 **出席者等**：
 - (1) **出席委員**：12名：朝日委員、岩本委員、高野委員、豊田委員、阿保委員、飯野委員、松澤委員、小柳委員、瀬戸委員、猪股委員、三田寺委員、門間委員
 - (2) **欠席委員**：6名：松田委員、宮下委員、松村委員、伊藤委員、岡野委員、新美委員
 - (3) **事務局**：竹内福祉部副部長(兼)介護保険課長、渡邊子ども家庭部副部長(兼)子ども育成課長、笹野福祉部副参事(兼)福祉推進課長、山元障害福祉課長、高橋子育て支援課長、角屋障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、関根子育て支援課副課長、森田子育て支援課副課長、小西障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事
- 4 **傍聴者**：3名
- 5 **次第**
 - 1 開会
 - 2 議事
 - 3 その他
 - 4 閉会≪2 議事≫
 - (1) 協議事項
 - ①第4次越谷市障がい者計画の素案について
- 6 **会議資料**
 - ・ 会議次第
 - ・ 第4次越谷市障がい者計画（素案）平成28年度～平成32年度（2016年度～2020年度）

【内容】

1 開会

越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。本日は委員総数18名のうち12名が出席しているため、会議が成立することを報告。

——朝日分科会長あいさつ——

越谷市社会福祉審議会条例・第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事進行。会議録作成のための録音、越谷市社会福祉審議会条

例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し承諾。

——傍聴者の入室——

2 議事

① 第4次越谷市障がい者計画の素案について

議 長： 協議の進め方は、前回までに第Ⅰ～Ⅲ編までの計画全体をご協議いただいているので、本日は改めて修正版の第Ⅰ編から順に事務局に大きく変わった点を確認しながら、皆さまからご意見をいただく方法で進めていきたいと思う。

委 員： 了承。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 I-1

事務局：《資料に基づき説明》

『第Ⅰ編 計画の基本的な考え方』

「第1章 計画策定の趣旨と計画の期間」について

本日はパブリックコメント前の最後の会議。本分科会や市内の策定委員会等の意見を踏まえ修正を加えた素案について、改めてご協議いただきたい。

大きく変更となった点は、2ページの法律名の表記。例えば、変更前の素案では、略称である障害者虐待防止法のすぐ後にカッコ書きで正式名称「(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」と記載していたが、読みづらいということもあり、正式名称は注釈として記載することとした。

4ページ【図1-1-2 計画の対象者】において、変更前はそれぞれの障がいを四角い枠とし、それらを組み合わせて表記していたが、上下関係があるように見えるということで、楕円形での表記に変更している。

議 長： パブリックコメント前の最後の確認ということで、皆さまから意見を頂戴したい。

委員： 2ページの3段落目。「今回策定する・・・策定しています」と、「策定」という言葉が重複しているため、修正が必要と思う。

議長： 表現に関するご指摘で、工夫してより正しい表現をしてほしいということで受けとめておきたいと思う。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 I-2

事務局：《資料に基づき説明》

『第1編 計画の基本的な考え方』

「第2章 障がい者の現状と計画の課題」について

大きく変更となった点について、それぞれの表やグラフに数値を記載している。

また、22ページ【図1-2-17 ライフステージにおける障がいの状況に応じた施策（イメージ図）】では、この中に「特別支援学校」を入れるべきではないかという意見があり、地域の小中学校、高校・専門学校・大学等の下に、新たに特別支援学校の枠を記載している。

議長： 22ページ【図1-2-17】の「出生前」という表記に疑問がある。出生前と障がいの問題はデリケートなところでもある。出生前に何か対応しなければいけないと受け止められる場合も考えられる。生まれてくる前に妊産婦さんが安心して休暇をとれたり、適切な医療を受けることができ、結果的に安全に出産を迎えることには異論がないと思う。しかし、障がいのある方のライフステージといったときに、「出生前」というのはどうかなという感じがした。

特別支援学校を加えた件については、わざわざ地域の小中学校や高校の枠と位置を離すことはないと思う。たまたま地域の小中学校に行く方も、特別支援学校で教育を受ける方もいる。ライフステージとしてそこは分かれているわけではない。図表でそれを上手く表せられるかはわからないが、「障がいの早期発見・療育」と「心と体の健康づくり」は重なっている。

委員： 22ページ【図1-2-17】について、特別支援学校においては、幼児部を設置しているところもある。学齢と言う縦の切れ目という含みがあることを図で上手く示せるかはわからないが、乳幼児期の方にもう少し寄るかたちで、幼児部などの表現の工夫が必要なのではないかと思う。

委員： 議長のご意見を受けて、やはり事前に障がいがかかることはあるけれども、決して排除される問題ではないので、出生前のライフステージと捉える越谷市のお考えをお伺いしたい。

事務局： 「出生前」という欄は、障がい児に限ったことではなく、人の一生を捉えて、母親の胎内にいるときから始まっているという考えでつけた。しかし、議長を始め皆さまからの意見を考えると、この箇所は出生前という欄をなくし、「乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期」として、生まれた後からの支援というイメージに作ればよいのではないかと事務局としても考える。

特別支援学校の表現については、幼児部もあるというご指摘をいただいたが、「越谷市の計画」という性格を強く打ち出しているところもあり、子育て支援課で支援を必要とされているお子さんの中で、現在は、幼児部へ通っている方はいない。越谷市内から通えるエリアには、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校の3つがある。この中には小等部から始まる場所もあり、この図では地域の小中学校の欄から出す形を今回は提示させていただいた。しかし、特に学齢期で分ける必要はなく、「地域の小中学校・高校・専門学校・大学等・特別支援学校」をひとつに括り直し、その中に並列で置かせていただければと事務局として考えましたので、ご了承いただければと思う。

委員： 全県的な考え方でいうと、盲学校は1つしかないため、学区は全県になる。ろう学校は2つで、大宮の学校は越谷市をカバーしている。盲・ろう学校は視覚障がいや聴覚障がいの子どもたちの乳幼児期における相談対応等に関して窓口を広くとって活動していると思う。

現に、越谷市内における就学前の子どもたちで、将来自分の学校をどうしたらいいのか、お悩みになっている方がいらっしゃる

やった。一時期、ろう学校の幼児部における相談対応という形で通っていた方々もおられる。そういった総合的な知的障がい
の特別支援学校と肢体不自由の特別支援学校ということだけでなく、多くの子どもたちに対応する全県的な考え方があるので、それを念頭に置いて計画策定にあたっていただきたい。

議 長： 22ページの図だけで、お話しいただいた内容を的確に落とし込むことには限界があるかもしれないので、例えば、後ほどご協議いただく「第3章 教育・育成の充実」の中で、就学前の特別支援教育機関を活用した相談などについて、全県的な部分も踏まえた対応もあると思うので、ただいまのご発言はご意見ということで承らせていただきたい。

第1編第2章については、特に22ページの図表の工夫を図ることで、そもそも意図しているライフステージに応じた施策の全体像がよりわかりやすくする工夫をしていただくということでまとめたい。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 I-3・4

事務局：《資料に基づき説明》

『第1編 計画の基本的な考え方』

「第3章 計画の基本方向「第4章 施策の体系」について

大きく変更となった点は、24ページにある基本理念。障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など、今の時代を反映した表現である事務局案の「障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生活する地域社会」がよいというご意見と、わかりやすい表現である現行の「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」がよいという両方のご意見をいただいた。団体ヒアリングにおいても、第3次障がい者計画の基本理念のほうに継続性があるというご意見もいただいている。これらを踏まえ、改めて庁内の専門部会等でも検討し、第3次障がい者計画の基本理念を継承することとした。これに合わせて、29ページの施策の体系についても、この旨を変更している。

委員： 26ページ「3. 教育・育成の充実」の「地域の保育所・幼稚園・学校が特別支援学校と連携しながら」の「が」のところは、これで良いのか。特別支援学校は全県的に言うと数は絶対的に少ない。越谷市における小中学校の全体の数から言っても特別支援学校は2校しかない。そういった現状を織り込んだ上で積極的に特別支援学校と連携しようという意図であれば、それはそれで理解はできるが、なかなか大変だと思う。

また、この「学校」というのは、法的には特別支援学校も学校であり、従ってどこの学校を指すのかという曖昧さがあるので、何らかの工夫が必要と思う。

議長： 実態に即した連携の方向性を示した方がよいのではないかという意見になる。どういう立場から現状を見るかによっても変わる所以、少し難しいところかもしれない。

もう一つは、「学校」は広い概念では特別支援学校も入るため、そこをどのように表現していくか。ここは現状の特別支援教育の実態に即して、これらの構成要素がどういう関係性であるのかを踏まえて、表現を再考してはどうかというご意見になる。保育所や幼稚園など特別支援学校以外の学校が特別支援学校との連携を推進していくという観点であれば、このまま「が」でもよいのではないかということで整理させていただきたい。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」Ⅱ-1

事務局：《資料に基づき説明》

『第Ⅱ編 施策』

「第1章 広報・啓発の推進」について

大きく変更となった点は、今回策定する第4次障がい者計画では、国の障害者差別解消法や障害者虐待防止法の制定を踏まえ、主要施策であった権利擁護等の推進を独立させ、新たに基本方針の「7 差別の解消及び権利擁護等の推進」として追加している。このようなことから、庁内の策定委員会等でこれまで実施している権利擁護等の施策で、他に入れられるものはないか改めて検討し、35ページ「(2) - 1 「障害者週間」・「人権週間」の周知」での人権週間に関する記述、36ページ「(2)

ー 2 講演会・フォーラムの開催」の中に人権に関するイベント等の記述を新たに追加している。なおこれらについては、「第 7 章 差別の解消及び権利擁護等の推進」に再掲している。

このほか、改めて担当課に文章の内容確認を依頼し、現状に適していない箇所については変更している。

【説明】 「第 4 次越谷市障がい者計画の素案について」 II-2

事務局：《資料に基づき説明》

『第 II 編 施策』

「第 2 章 保険・医療の充実」について

大きく変わった点はない。先程と同じように、改めて担当課に文章の内容確認を依頼し、現状に適していない箇所については変更している。

【説明】 「第 4 次越谷市障がい者計画の素案について」 II-3

事務局：《資料に基づき説明》

『第 II 編 施策』

「第 3 章 教育・育成の充実」について

大きく変更となった点は、「第 1 章 広報・啓発の推進」と同様に権利擁護等の施策について改めて検討し、60 ページ「(1)ー 3 人権教育の推進」を追加している。

このほか、改めて担当課に文章の内容確認を依頼し、現状に適していない箇所については変更している。

委員： 56 ページ【現状と課題】の「これまで本市では・・・」という箇所で、もう少し市として実施してきたことをアピールしてもよいのではないかと思う。

議長： 60 ページの人権教育の推進について。先程の説明にもあった差別解消法や虐待防止の法制に基づいて、この人権を充実させるというところに入れていただいたのはよいことだと思う。指導課のもちろんこれは障がいのことだけでなく、さまざまな

課題を持っている方、あるいはそもそもの人権意識を教育の中で充実させたいというご趣旨だと思うが、「人権感覚を身に付ける」について、例えば障がいに関連して、その人権とどう結びつけていくのか。差別をしないということなのか、この章の本旨である学校教育であれば、ともに学ぶという点を重視した人権感覚なのか。ざっくりと人権感覚を身に付けるというのは間違いではないと思うが、もう少し障がいとの関連性がわかりやすい例示があると良いと思う。

委員： 教育の問題は非常に難しい問題で、特別支援学校に関しては県の教育の管轄になり、非常に縦割で難しいところがあると思う。昨今、知的障がいとろうを併せ持つ、知的障がいと難治てんかんを併せ持つなど重複障がいの子どもが多く、非常に教育支援の難しい子どもたちがいる。そのような子どもたちの生活の状況を見ていると、母親が知的障がいとろうを持っているお子さんを大宮のろう学校まで連れていくのは、体力的にも経済的にも非常に大変だと思う。越谷の中で生きていく子どもたちなので、複雑なものがたくさんあるので、把握されるのも大変だとは思いますが、越谷で盲・ろう・難治てんかんなどの子どもたちが、幼児期、学齢期からその子どもに適した支援と教育を受けられるようなシステムが作られたらよいと思う。

議長： 教育について意見がいくつか出ておりますので、そこを担当課と確認してできる限り反映をしていただくということで、ここはまとめておきたいと思う。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-4

事務局：《資料に基づき説明》

『第II編 施策』

「第4章 雇用・就業の確保」について

大きく変わった点はない。先程と同じように、改めて担当課に文章の内容確認を依頼し、現状に適していない箇所については変更している。

議 長： 今日ハローワーク越谷の所長さんがせっかくいらっしゃるので、越谷市の障がい者計画としての雇用就業への施策の方向性で何かご示唆をいただければ有り難い。

委 員： ハローワーク越谷です。ハローワークとしましては、ひとりでも多くの方の就職や就労につながるようにご協力させていただきたい。先日も障害者就職面接会も実施させていただき、引き続き越谷市の方と協力しながら頑張っていきたい。なにかあればハローワークをご用命いただければと思う。

委 員： 76ページ「(1) - 2 民間への販路拡大」で、前回、私がしらこぼとの所で提案したことを載せていただき、うれしい。今後も進めていただければと思う。

委 員： 75ページ「(2) - 1 就労継続支援事業所等の充実」で、就労継続支援事業所と地域活動支援センターの2か所が充実の対象となっているが、ここに生活介護事業所が含まれていないことについてのお考えはどうか。

事務局： もちろん生活介護事業所でも授産等の活動はやっていると思うが、この施策は計画の体系の中で、働く場という位置づけがされている。確かに生活介護事業所でも創作活動や授産活動をやっているが、法体系と合わせて整合性をとったときに、働く場としてはどうかということで、今回については就労継続支援と地域活動支援センターに限って記載をさせていただいた。必ずしも生活介護事業所が働く場ではないという考えではないが、法的なサービスとの位置づけ等も照らし合わせた結果、見直させていただいた。

議 長： 今のご説明の中で、生活介護事業所は生産的活動をやっても入らないが、地域活動支援センターの生産活動はこの充実の対象となるところの整合性についてはどう考えているのか。

事務局： 法体系に合わせて記載した方がよいのか、ある程度実情を踏まえて書いた方がよいのかということになるが、生活介護事業所は基本的には法定サービスの位置づけとして、主に介護が必

要な方という文言が入ることもあり、生活介護の方は働く場の充実からは除いた方がよいのではないかと考えた。地域活動支援センターについては地域生活支援事業ということもあり、性格的にも働く場とは異なるところも似通ったところもあるが、この部分については再度、働く場として捉えてよいのかどうかをもう一度検討させていただきたい。

議 長： 実態に即した表記にするのか、法体系に即した表記にするのかの非常に苦しいところであるということがよくわかった。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-5

事務局：《資料に基づき説明》

『第II編 施策』

「第5章 生活支援サービスの充実」について

大きく変更となった点は、本市においては今年度、中核市移行に伴い、障害福祉サービス事業所の指定や指導監査等の事務が権限移譲されている。このようなことから、各サービスの充実等に関する施策の記述において「サービス事業者のサービス提供が、適正なものになるよう支援する」といった旨の記述を加えている。例えば、86ページ「(1) - 1 ホームヘルプサービスの充実」では、「また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します」という記述を加えている。このように障害福祉サービスの充実に関する施策については、他の部分についても同様の記述を加えている。

また中核市移行に伴い、市の必須事業となった事業の記述として、84ページ「(2) - 4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実」を加えている。なお、この施策については「第6章 生活環境の整備・充実」に再掲している。

このほか、改めて担当課に文章の内容確認を依頼し、現状に適していない箇所については変更をしている。

委 員： ペットの扱いについての意見だが、つい最近、障がいのお子さんを抱えるお母さんに会うことがあったが、例えば冠婚葬祭などがあった場合に、子どもは友人の関係で預けられる場所は

見つけられたが、ペットの犬をどうするかでだいぶ困ったようだった。社会福祉的な考え方も時代とともに変わり、今日あるいは将来的な課題として考えなければいけない現状があるのかなと思った。

議 長： 例えば、障がいのあるお子さんがペットと一緒にないと落ち着かない場合、お子さんをショートステイで対応してくれる事業所にその旨を言ったら、「ペットまで連れてこられては困る」となったときには、障がい者福祉の話になるかもしれないが、おそらくそれについては事務局にも情報がないと思うので、研究テーマにするということではいかがか。

委 員： 79ページ「4 住まいの場の確保」の「グループホームの充実」について。親も子どもも高齢化していく中で、一棟のグループホームを立ち上げるのには非常にお金がかかり大変な努力が必要になる。立ち上がれば補助金等が出るが、それまでの補助というのはないに等しい。県の方に補助金の申請はできても、必ずしも貰えるというものではなく、申請時にさまざまな条件がある。また、膨大な書類を出さなければならず、一般家庭の親が何人か集まって作るのには非常にハードルが高い。

もう少しこのところを、私たちも頑張りますが、市にも協力をさせていただいて、空き家の情報や協力してくださる不動産屋さん、宅建協会などへの働きかけをやれる範囲でやっていただけたら大変ありがたいと思う。

議 長： 具体的には93ページ「(1) - 1 グループホームの充実」のところに施策が書かれている。準備が整った、あるいはグループホームを設置運営しようとする事業者に対して、指導監査というところで適正な対応を求めるといった内容だが、ただいまのご意見は、そもそもその立ち上げに向けて、きめ細かい支援というニュアンスが盛り込まれるように希望したいということではよろしいでしょうか。

委 員： はい。

委員： 今までずっと見てきたのですが、86・87ページのグラフを見て、初めて自分の身に降りかかってきたのかなと改めて感じている。というのは、今まで徐々に増えて来た高齢者がここ5年で一気に増えるという予測になっている。この5年後の数字を見たときに自分も高齢者になるのかと、改めてそのような認識が起こった。この5年間の計画というのは、非常に大事なことだと感じている。いつ自分たちが障がいを持つことも考えなくてはいけないということで、この棒グラフは私にとっては驚きだった。

議長： この障がい者計画が障がい当事者の方の計画と言う意味合いだけではなく、すべての市民の計画という考え方を共有する上でも、ただいまのご発言の趣旨は重要な要素で、それを具体的にグラフで示すところに意義があると思った。

では第5章について、指導監査によるサービスの質の向上への取り組みは皆さんにもご了解いただき、さらにいくつかの施策においてご意見をいただきましたので、それを踏まえて検討していただくということでまとめた。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」Ⅱ-6

事務局：《資料に基づき説明》

『第Ⅱ編 施策』

「第6章 生活環境の整備・充実」について

大きく変更となった点は、「第5章 生活支援サービスの充実」でご説明させていただいたとおり、中核市の移行に伴い市の必須事業となった事業の記述として、109ページ「(1) - 2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実」を第5章の再掲として加えている。

このほか、改めて担当課に文章の内容確認を依頼し、現状に適していない箇所については変更している。

委員： 私は今、消防団もやっている。110ページ【6 防犯・防災体制の整備】、もしくは111ページ『(1) 防犯・防災意識の普及・啓発』について、災害にいかに関わり、地域の方々が協力し、

障がいのある方に手助けできる体制づくりは、民生委員としても実態を、できるだけ一人暮らしや障がいのある方に関しては、全部自分の持ち場については把握するよう努めている。何かあった時にはまずお声を掛けるようお願いもしている。そういう意味で、これからますます防災・防犯体制を共助の視点から、一人暮らしの方々、障がいのある方々の情報を民生委員が出してくれというようなことがあるかもしれない。その時にはぜひ、協力体制を円滑にできるようお願いしたいと思う。

委員： 111ページ「(2)－1 緊急時通報シスムの充実」のところに、「救急医療情報キットの配布」がなくなっているのはなぜか。

事務局： 今回改めて内容を検討した際に、担当課の方から「緊急時通報システムの充実」の中に救急医療情報キットが入っているのはそぐわないという意見があった。46ページ「(1)－4 救急医療情報キット事業の推進」に施策が載っていたため、改めてこの部分に載せる必要はないということで修正させていただいた。

議長： 制度は継続されているが、位置づけが変わった。防災のところでこのことに気付かれる方もいるでしょうから、例えば「〇〇ページに掲載」のように、丁寧に示す必要があるかもしれない。

委員： 107ページ「(2)－1 移動支援事業の充実」ですが、「社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援する」とある。知的障がい者に関して申し上げさせていただきたいが、20ページ【表1－2－12 現在の生活で困っていること（上位5位）】での知的障がい者の1位「家族以外に支援を頼む人がいない」、2位「特別な目で見られる」、3位「友人ができない」の3つを見ても、知的障がい者の障がい属性が他の障がい者の属性と極めて違っているということがわかりになると思う。

知的障がい児のうちはお母さんと公園で遊べるが、これが大人になったときに、そういった関係の中でも余暇活動というの

は非常に人間の生活の中で必要な部分になる。40歳の子どもを公園でブランコに乗せると、不審者という目で見られ、非常に余暇活動に関しては困っている。友人とどこか遊びに行くことも、障がいの軽度の方でないと難しい。

移動支援事業は大変ありがたい事業で、事業所ができると必ず見に行き、使ってみているが、障がい者に対して誠実な事業所が少ないという残念な現状がある。

私の団体にも100キロを超えている女の子がおり、医者からもこれ以上太ると危ないと言われていた。母親が一生懸命移動支援事業を探し、ある事業所に「土曜日に、とにかく2時間でも歩かせてください」とお願いし、「はい、わかりました」と引き受けてくれたが、実際は全然歩かせていなかったことがわかった。もうその事業所は使えないということがあり、非常に残念だと思っている。中核市になって越谷市に指導監査の権限が下りてきているので、事業所の監査をよく行って、きちんと事業内容に合った事業をやるようにご指導をしていただきたい。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-7

事務局：《資料に基づき説明》

『第II編 施策』

「第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進」について

大きく変更となった点は、先程「第1章 広報・啓発の推進」でご説明させていただいたように、これまで実施している権利擁護等の施策で他に入れられるものを改めて検討し、114ページ「(1)-1 「障害者週間」・「人権週間」の周知」の「人権週間」に関する記述、また「(1)-2 講演会・フォーラムの開催」の中に人権に関するイベント等の記述を第1章の再掲として新たに追加している。

委員： 115ページ「(2)-3 障害者差別解消支援地域協議会の設置」について。前回もお尋ねしたが、学識経験者と関係者機関等ということで、障がい者の方をその委員会、協議会の委員として入れるお考えがあるかどうかを知りたい。私の意見としては、障がい者のいない場所で障がい者のことを決めてほしく

ないという気持ちから、ここの構成委員について今回もう一度、改めてお伺いしたい。

事務局： 差別事案の当人以外に障がい者団体の代表や当事者が議論に加われるようにしてほしいというお話だったかと思う。これについては、国がどういった構成メンバーにすべきか例示している。その中にもご指摘のとおり、障がい者の差別事案の当人とは別に、この協議に参加することを設定することも一つの例だが、その事案の内容によっては参加していただくべきか、そうではないかを個別に検討する必要があるといった例示の仕方をしている。

現状、越谷市でも学識経験者を含めてどのようなメンバー構成であるべきかを検討している。国の例示を十分参考にしながら、先ほどいただいたお話も国の例示に入っているので、それも含めてこの協議会をどういった構成メンバーで運営していくべきかを見極めていく作業を行っている。

委員： 差別解消法には必ず合理的配慮という言葉が出てくる。市や公の場所に関しては徹底されると思っているが、市が民間に委託しているような体育館や中央市民会館など、そういうところにもぜひ合理的配慮というものの徹底をお願いしたい。

それから、116ページ『(1) 成年後見事業等の充実』について、この相談件数はおそらく、ほとんど高齢者ではないかと思う。現在、私たちの団体では法人後見いきいきネットというものを行っていて、現在55名程の知的障がい者の方の後見を受任している。

これからもっと権利擁護に関して成年後見制度が必要になってくる。先程も知的障がい者の例として申し上げたように、知的障がい者の場合、親以外ほとんど頼る人がいない。親が亡き後はどうするのかということで、この成年後見制度は非常に必要になっていくと思っている。ただ、私たちいきいきネットというのは法人後見だが、もう55名受任した段階で満杯の状態になっている。これ以上は受けるかどうかを慎重にやっけないと、きちんとした後見事業をできないので、今はそこが非常に課題になっている。もう少し、越谷市でも障がい者に対する後見事業に、重点を置いて考えていただければと思う。

権利条約によっていろいろ成年後見制度も変わっていく。本人の意見を尊重しなければいけないものが出てくると、今まで後見連携の場合、後見人の意見に非常に重きが置かれていたが、本人の意識や意見をどこまで尊重し、後見をしていったらいいのか非常に難しい問題になってくる。そういったこともあるので、ぜひ成年後見事業に関しても研修会等を開いて、高齢者だけではなく、障がい者にとっての成年後見制度について広く支援していただきたいと思う。

議 長： 合理的配慮の提供というのが、まさに障害者権利条約が謳った新しい概念になる。恐らく重要なのはそれについて障がいの有無にかかわらずなく、まさに社会を構成するメンバーとして、ともに学び合うことが非常に大事になる。そういった機会もどこかに含まれていると思うが、しっかりと推進されていくと、より効果的になると私も思っている。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 II-8

事務局：《資料に基づき説明》

『第II編 施策』

「第8章 生涯学習環境の整備・充実」について

大きく変わった点はない。改めて担当課に文章の内容確認を依頼し、現状に適していない箇所については変更している。

委 員： 先日、スポーツに関して経験したことをお話したいと思う。趣味でジョギングをして、100名程の走る会に入っているが、先日、自閉症の男性の方が入ってきた。ダンスをしている先生から紹介されてということだったが、仲間たちは自閉症という名前を聞いただけで「道路に飛び出すから危ない」「車にぶつかったら誰が責任をとるんだ」といった意見がまず出てきた。もちろん中には「大丈夫じゃないか。彼は脚も速いし」と好意的に見られる方もいたが、何回か参加するうちに、やはり冷たい目線の方が多かったのか、危ないじゃないかという注意などが出てきてしまい、いつのまにか彼は姿を消してしまった。

今日、たまたま軽くジョギングをしていたら、20代前半の

彼と同じくらいの年代の方が走っていた。そして60代後半のお父さんが一生懸命、後をつけて走っていた。前にもその光景を見たので、何度かお声掛けをしたのですが、お父さんは恥ずかしそうに「おはようございます」と言うくらいで、もちろん彼はあいさつはしてくれない。でもやはり身体は動かしたいとしているのを見ると、このスポーツ活動への支援の現状は、私の見た範囲内では少し暗いなと感じた。

議 長： ただいまのご発言とも関連するが、いわゆる心身の障がいがあると、生涯学習をしないといけないというニュアンスで、「この範囲であればどうぞ」という風にやると、今みたいな極めて冷たい話になる。そもそも障がいの有無に関係なく、さまざまなスポーツを楽しんだり、サークル活動をしたり、文化的な活動をすることが当たり前でも、なぜ障がいがあるとそこに制約が出てしまうのか。そのような観点から、今回確認した基本理念「ともに育ち、ともに働き、ともに暮らす」が当たり前の風景となるように、これを整備充実していくとよいなと感じた。

障がいのある方だけに「生涯学習環境の整備充実」ではなく、当たり前に参加できることを前提にしていく必要がある。それを生涯学習と言うのであれば、それが一つの言い方かなと感じた。

【説明】 「第4次越谷市障がい者計画の素案について」 III

事務局：《資料に基づき説明》

『第III編 計画の推進に向けて』について

大きく変更となった点は、「第5章 生活支援サービスの充実」でご説明をしたように、中核市の移行に伴い、障害福祉サービス事業所の指定や指導監査等の事業が権限移譲されている。このようなことから、適正なサービス提供の確保策のひとつとして、128ページ「(2) - 1 障害福祉サービス事業所の指定・指導監査等の実施」を新たに追加している。

委員： 128ページ「(2)－1 障害福祉サービス事業所の指定・指導監査等の実施」が新たに加わったということだが、具体的にはどんなイメージをもってこの文章を受けとめればいいのか、ご説明いただきたい。

事務局： 例えば越谷市内で何らかのサービス事業所をやりたいという法人の場合、障害福祉課の窓口に来ていただくという流れになる。例えば「都市計画がクリアできる場所かどうか確認してください」など、まず入口の相談に乗ることができる。併せて、市の条例を定める。例えば、就労継続支援B型の施設であれば、「相談室、静養室をつけてください」といったより適正なサービスをするための指定の条件というのがあるので、賃貸であれば「そういう物が作れる物件を探してください」と、まず入口のお話をする。この指定をとることによって、いわゆる公費が実際の運営に対して入る。当然、指定をとらないと、入ってこない。

その上で事業がスタートし、途中のチェック機能として指導監査、運営規定に基づいた運営がなされているか、適正なお金の支出がされているかなどを調べる。利用者の方が快適に事業所を使っていただくのが一番大事で、そういう意味では、中核市になったことにより、指導監査という質の面も権限委譲で越谷市が得て、開所前の入口の相談から運営に至るまで一貫して越谷市が権限として持つようになった。よりの確な事業所の運営に資するものと考えている。

委員： 窓口は障害福祉課ということか。

事務局： 事業所を作ることになれば、まず入口として障害福祉課の窓口を使っていただく。いろんな関係法令があるため、例えば消防法については消防本部の予防課で相談していただくなど、私どもが入口となってまずお話ができる。

議長： さらに望ましいのは、各事業所が自ら福祉サービスの第三者評価を受診し、その結果をつまびらかにすることで、利用・選択するときの材料になればよい。しかし、東京都などと異なり、埼玉県は受診に対する助成がないため、事業所の自主性だけに

任されているので、指導監査というのはある意味最低限のこれをやらなければいけない水準になる。もちろん、相談の中ではプラスアルファの「こういうふうにすればよりよいんじゃないか」といったやり取りもあるが、どうしても最低限のところで行っているところがある。そういう意味では、サービス事業所が自らサービスを点検するような仕組みが併せて進んでいくとよいなと思う。

I編からIII編までお時間をいただき皆さま方からご意見ご質問をいただいた。全体を通して言い忘れたことや感想なども含めて、まだご発言頂いていない委員さんからもよろしければ期待でも結構ですので、何かありますか。

委員： 私は4年前に重症筋無力症という難病の指定の病気になった。やっと日常の生活ができるようになり、今回このような形で参加させていただいている。障がい者の一部ではあるが、昨年、一昨年くらいからこの難病の幅、指定が広がり、患者数のグラフを見ても、これからまた5年後が凄く広がり、患者が多くなってくる。いろんな障がいを持つ皆さんへのサポートとか、さまざまな支援がこの中にはたくさんあるわけだが、難病に関してはどうなのかと思う。

私も体調が悪いときは大変で、今はだんだん一人でも行動できるようになったが、いつどのような状況になるのか不安な部分もある。しかし、障がい者の手帳があるわけではない。元気なようには見えるが、日常生活の中ではさまざまな障壁がある。内部疾患にはそういう部分がある。

駐車場でも障がい者マークのところには停められず、何かそういったものはないかというお話を一度、市の方にしたことがある。手帳に代わる何かそのようなものは、市としてはどうかと。重度の難病ですと手帳も交付されるが、交付されないけれども難病の方もたくさんいて、不自由な中を何とか頑張って生活している。そういった方々に何かサポートがないのかなと思った。

議長： 2ページの「身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病の方々がともに地域で分け隔てられることなく」で、まさにこの

障がい者計画の概念の中に入っている。ところが、具体的な施策になると、例えば、障害者総合支援法では、指定された難病の方は福祉サービスを受けられるが、そうでない方は難しい。概念としては、理由を問わず生活をしていく上での困難や生きづらさを負った方をすべて包含するという考え方ではないのかと思う。

その上で、これは私見になるが、本来の成熟した社会は、車イスのマークがなくとも、また手帳を見せなくても、今の例で言えば、その人が必要な駐車スペースであれば、その人の自己申告で駐車できる。そのときに大事なことは、本当は何も配慮は不要な人で、便利だから使う人を減らしていくということであり、周囲が「あ、きっとあの方は車イスは使っていないが、困難なんだろうな」と認めあう社会が望ましい。そのためにこのような部分を積み重ねていく必要があると思うが、もちろん短期的にはそうは言っていられないので、必要性を提示して、わかっていた方法でこれから検討する余地は多いにあるのではないかと思う。

委員： 私は精神障がいの息子がいるのですが、冠婚葬祭のときにこの子をどうしようかと困ったことがあった。実家が九州で、父が亡くなったときは、私は泊りで行き、主人は飛行機でとんぼ返りということがあった。今はレスパイトサービスが病院にあるところもあり、うちの息子はそこで助かりますが、他の方はないとおっしゃっていましたので、越谷市でショートステイでも立ち上げて下さったらよいのではないかなと思う。

委員： 障がい者計画の冊子について。詳しくはわからないが、国立の方では権利条約をわかりやすいバージョンにした冊子があると聞いた。越谷市としては要約バージョンを作るお考えがあるかどうか。

また、エンパワメントという言葉が今回なくなり、3つの言葉が変わったが、障がい者の方から支援されるだけでなく、もともと持っている力を引き出すような市の支援という視点で、どのようなお考えを持っているのかお伺いしたい。

事務局： 要約版の作成ですが、この厚い冊子を皆さんに読んでいただくのは非常に大変と思い、障がい者計画の概要がわかるページ数の少ない概要版を作成する予定でいる。

またエンパワメントですが、計画からエンパワメントという言葉を使う頻度を減らしたからといって、もともと障がい者施策も含めてエンパワメントという考え方は踏襲し、自立した生活を送っていただく施策も含め、今ご指摘のあったように、障がい者の皆さんの側も人を助けるというステージに行くことも当然にあると市の方では考えている。そういったものを展開できるような施策の組合せというものも、今までもやってきましたが、引き続き継続してやっていきたいと考えている。

議長： では、今日いただいたご意見を踏まえて、調整すべきところは調整していただき、パブリックコメント案としてまとめることになると思う。今日予定していた議事については終了したので、議長の役を降ろさせていただき、マイクを事務局にお返しする。ありがとうございました。

3 その他

事務局： 先ほど、第2回の現地調査の報告資料をいただいた。～資料配布～

委員： 現地調査の2回目ということで、11月4日に有志の委員で「おぎしま園」に行ってきた。内容についてはお読みいただければと思う。

事務局： ありがとうございました。

では、今後の予定は、再来週に庁内の策定委員会がある。そこで改めて協議をし、12月に市長副市長部長で構成されている政策会議で改めて素案を図り、市長決裁を経た後に、12月の下旬から1月の下旬にかけてパブリックコメントを行いたいと考えている。そのあと、パブリックコメントでいただいた意見を反映したもので、最後2月に会議を開かせていただきたいと考えている。

4 閉会

——岩本副分科会長あいさつ——

平成27年度第4回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会閉会。